

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つるぎ町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

つるぎ町長

## 公表日

令和4年7月12日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。 ①各種申請や届出の受付 ②保険証の引渡しなどの窓口業務 ③保険料の徴収 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム 収納管理システム 滞納管理システム 宛名システム(団体内統合宛名システム) 徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル 賦課情報ファイル 収納情報ファイル 滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 1. 番号法第9条第1項、別表第一(59の項) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、特定個人情報名「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(80の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【別表第二省令における情報提供の根拠】 第43条 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二(82の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>	

### IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 ②保険証の引渡しなどの窓口教務	②事務の概要 ②保険証の引渡しなどの窓口業務	事後	誤字修正のため
平成28年6月10日	評価実施機関における担当部署	①部署 保険課 ②所属長 保険課長 松岡 浩美	①部署 長寿介護課 ②所属長 長寿介護課長 松岡 浩美	事後	機構改革に伴う課名変更のため
平成28年6月10日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 つるぎ町 保険課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	請求先 つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	事後	機構改革に伴う課名変更のため
平成28年6月10日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 つるぎ町 保険課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	連絡先 つるぎ町 長寿介護課 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 0883-62-3111	事後	機構改革に伴う課名変更のため
平成28年10月28日	個人番号の利用	法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一(59の項)	法令上の根拠 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 1. 番号法第9条第1項、別表第一(59の項) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	評価書の見直し
平成28年10月28日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第1項第7号、別表第二 第80、82項	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	事後	評価書の見直し
平成30年7月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、特定個人情報「医療保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(80の項)	事後	評価書の見直し
平成30年7月10日	評価実施機関における担当部署	長寿介護課長 課長名	長寿介護課長	事前	
令和1年6月21日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、特定個人情報「医療保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(80の項)	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、特定個人情報「医療保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(80の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二省令における情報提供の根拠】	事前	
令和1年6月21日	IVリスク対策		追加	事前	
令和4年7月12日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、特定個人情報「医療保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(80の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二省令における情報提供の根拠】 第43条	②法令上の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、特定個人情報「医療保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(80の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二省令における情報提供の根拠】 第43条 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二(82の項)	事前	